

平成23年（ワ）第886号 浜岡原子力発電所運転終了・廃止等請求事件

原告 石垣 清水 外33名

被告 中部電力株式会社

求釈明申立書

2012（平成24）年10月24日

静岡地方裁判所民事第2部合議係 御中

原告ら訴訟代理人を兼ねる

弁護士 鈴木 敏 弘

弁護士 河 合 弘 之

弁護士 青 山 雅 幸

弁護士 大 石 康 智

弁護士 南 條 潤

外

原告は、被告に対し、次の事項につき釈明を求める。

1 釈明を求める事項

- (1) 被告は、現時点において、内閣府に設置された「南海トラフの巨大地震モデル検討会」の報告で示された震源断層モデル及びここから導かれる地震動に基づき、想定される応答加速度・応答スペクトル等を見直し、これに基づく動的解析を行い、被告浜岡原子力発電所（以下、「本件原子力発電所」という）の耐震設計の再検証を行っているか否か。
- (2) 被告は、現時点において、同検討会の報告で示された想定される津波高の津波（T.P 1 9 m）が襲来した場合、起こり得るすべての事態を想定し、かつ、本件原子力発電所のすべての施設の損傷程度、機能不全程度を予測し、その上で原子炉の健全性が保てるか否かの再検証を行っているか否か。
- (3) 被告は、前記（1）（2）の検討結果によっては、本件原子力発電所の廃止措置を決断することがあり得るか。

2 釈明を求める理由

- (1) 内閣府に設置された「南海トラフの巨大地震モデル検討会」2012（平成24）年8月29日付第二次報告によれば、強震動モデル全体として Mw 9.0とされ、平均応力降下量4.0MPa、駿河湾沖モデルの平均すべり量も3.6mとされるなど、過去の中央防災会議（2003）のモデルに比較し、従来を大幅に上回る地震動に想定し直されている。

そして、強震動生成域（アスペリティ）の配置を変えた4つのケースが検討され、そのうち東側ケースにおいて、本件原子力発電所近辺は軒並み震度7の激震の震度分布図となっている。

耐震設計に用いる設計用地震荷重は、設計震度を用いて静的な地震力として与える方法（静的解析による方法）と、地震動として与える方法（動的解析に

よる方法)の2通りがある。原子力発電所の耐震設計においては、基準地震動を策定し、設計地震荷重を静的地震力・動的地震力を用いて解析し、耐震設計・構造設計を行っていく。

したがって、設計用地震動について、上記「南海トラフの巨大地震モデル検討会」の第二次報告に基づき見直す必要があることは当然であり、そうであれば、設計地震荷重並びに耐震設計・構造設計もまた見直されなければならない。被告が、この当然必要な見直しを行っているか否かは本件訴訟において重要な問題点となる。

(2) また、同報告によれば、本件原子力発電所が立地する御前崎市における津波高は T.P1 9 mと推計されている。しかも、この件に関する内閣府の報道発表資料によると、「地震・津波は自然現象であり不確実性を伴うものであることから、今回推計した震度分布・津波高・浸水域はある程度幅を持ったものであり、それらを超えることもあり得ることに留意する必要がある。」「今回の検討は、一般的な防災対策を検討するための最大クラスの地震・津波を検討したものであり、より安全性に配慮する必要がある個別重要施設については、個別の設計基準等に基づいた津波の推計が必要である。」(報道発表資料『南海トラフの巨大地震による津波高・浸水域等(第二次報告)及び被害想定(第一次報告)について』Ⅱ、3 主な留意点について(甲 B2)より抜粋)とされている。

したがって、被告においては、少なくとも T.P1 9 mの津波に襲われた場合の各施設毎の損傷可能性・機能不全性について、個別に検証を行い、同時に、人的損害をも考慮に入れた上で、原子力発電所の機能維持が可能かどうかについてシビアな検討がなされるべきであることは言うまでもない。

一方、被告は、津波については T.P1 5 m程度を想定して防波壁の高さを決め、各施設に防水設備を施すとしているのみで、T.P1 9 mの津波に襲来された場合の各施設毎の物的被害及び人的被害予測並びにこれらを総合した上での原子力発電所の運営能力の保全可能性については、検討している様子はないため、

これを明らかにする必要がある。

(3) 被告は、前記「南海トラフの巨大地震モデル検討会」第一次、二次報告のデータを入手し、内容を確認し、検討するとしている。

ところで、被告は、原子力発電所という、ひとたび過酷事故が生じれば広範囲に長期間にわたる大被害をもたらす設備を保有する企業として、また経済的合理性への考慮を求められる株式会社として、仮に巨大な天災（主としてプレート境界地震）が発生した場合の本件原子力発電所の各施設・設備の損傷リスクを冷静に評価し、かつ、健全な運営が維持できるか否か、現在入手しうる全てのデータをもって検討すべきである。

そして、前記報告を検討した結果、被告が、巨大地震発生時等において、本件原子力発電所における健全性確保に一定のリスクがあると判断した場合は、その運転を断念し、本件原子力発電所の廃止措置を決断することがその社会的責任からみて当然であると考えられる。仮にこの覚悟がないのであれば、「はじめに結論ありき」であることの自白であり、客観的・合理的な判断はもはや被告には期待できないこととなる。

そこで、このような当然の決断を行う用意があるか否か、念のため明らかにするように求める。

以上